

物価高対応子育て応援手当の申請は済んでいますか

物価高対応子育て応援手当を、順次支給しています。

支給対象児童(平成19年4月2日～令和8年3月31日に生まれた児童)1人につき1回限り2万円を支給するものです。申請不要の対象者については、2月27日に支給しました。

ただし、以下のいずれかに該当する対象者は申請が必要です。申請期限は5月29日(金)です。申請が済んでいない人は速やかに申請してください。▽令和8年1月1日～令和8年3月31日に出生した児童を養育する父母など▽令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚(調停中なども含む)により新たに児童手当受給者となった保護者

申5月29日(金)まで
問子育て支援政策課
TEL06-6992-1665



経済センサスー活動調査へ回答を

6月1日を期日として、全国すべての事業所・企業に「令和8年経済センサスー活動調査」が実施されます。

この調査は、我が国における事業所・企業の経済活動を全国および地域別に明らかにすることを目的に実施される国の重要な統計調査のひとつです。

調査の結果は、各種行政施策の立案、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

調査へのご理解、回答をお願いします。

対全国すべての事業所・企業
配調査書類は4～5月ごろに国からの郵送もしくは調査員が訪問して配布
調査基準日 6月1日(月)
備便利なインターネット回答を推奨しています。

注調査員は「調査員証」を携帯しています。金品の請求、銀行口座やクレジットカード情報を尋ねることは一切ありません。

問法制文書課統計担当
TEL06-6992-1428

保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間が省け、納付忘れがなくなります(翌年度も自動更新)。

持手続きに行く金融機関へ確認
申市指定金融機関(郵便局を含む)で、備え付けの申請用紙にて申請
市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いできない金融機関もあります。

問保険収納課
TEL06-6992-1537, 1538



市長への表敬訪問

市では、芸術文化・スポーツの全国大会などで優秀な成績を収めた人や、功労顕著な事績を有し表彰を受けた人などの市長への表敬訪問を受け付けています。

対▽市内在住者
▽市内に活動の拠点を置く団体
備日程など希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問市長室
TEL06-6992-1302



パブリックコメント実施結果の公表

「第4次守口市生涯学習推進計画」(案)について、パブリックコメントを実施した結果、2件の貴重な意見をいただき、ありがとうございました。意見の概要と、意見に対する市の考え方につきましては、市ホームページで閲覧できます。

問生涯学習・スポーツ振興課
TEL06-6995-3158



府税の納付

自動車税の納期限 6月1日(月)まで
府税の納付はキャッシュレスが便利です。納付書の表面に印字されている「eL-QR」などを利用して府税の納付ができます。

現金納付の場合は、金融機関窓口またはコンビニなどを利用してください。各府税事務所内の指定金融機関窓口は廃止され、(大阪自動車税事務所各分室は除く)窓口で府税の納付は原則できません。

注府税を一時に納めることができない場合には、納税を猶予する制度があります。納税が困難な人は、早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。



府税の窓口

自動車税に関する問い合わせ

問自動車税コールセンター
TEL0570-020156
06-6776-7021(つながらない場合)

受付時間：平日9:00～17:45



自動車税AIチャットボット(24時間)



車の住所変更

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課
TEL06-6992-1545

軽自動車税の納税通知書を発送

軽自動車税はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。

納付期限…6月1日(月)まで
備継続検査(車検)が必要な軽自動車・二輪の小型自動車は、納税通知書(口座振替用以外)に添付の「継続検査用納税証明書」を利用してください。すでに軽自動車などを譲渡したり、使用していない場合は、廃車などの手続きをしてください。

各手続き
▼原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 特定小型原動機付自転車(電動キックボード)
持▽ナンバプレート
▽軽自動車税原動機付自転車申告済証
▽本人確認書類(運転免許証、マイナ保険証など)

問課税課税政担当
TEL06-6992-1458
▼軽自動車(軽三輪・軽四輪) 軽自動車検査協会
問大阪主管事務所・高槻支所(高槻市大塚町4-20-1)
TEL050-3816-1841
▼軽二輪(126cc～250cc)
▼二輪小型(251cc以上)
問近畿運輸局大阪運輸支局(寝屋川市高宮栄町12-1)
TEL050-5540-2058
各管轄へ問い合わせてください。

問課税課税政担当
TEL06-6992-1458

市民活動災害補償制度

自治会・町会などの各種市民団体の活動中に、指導者や参加者が事故で負傷した場合などに救済する制度です。

補償期間 令和9年5月1日(土)まで
申コミュニティ推進課・各CC・大日サービスコーナーで配布、ホームページに掲載している所定の用紙に必要事項を記入し、担当課へ

問コミュニティ推進課
TEL06-6992-1520



固定資産税・都市計画税納税通知書 発送

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。納税義務者とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者のことで、年の途中で売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道・街路・公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

免税対象

市内において同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの固定資産課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

▽土地…30万円未満
▽家屋…20万円未満
▽償却資産…150万円未満

納期限

第1期…6月1日(月)
第2期…7月31日(金)
第3期…9月30日(水)
第4期…11月30日(月)

減免制度

対▽生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
▽不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
▽災害などで使用することができなくなった固定資産

申減免申請書に必要な書類を添えて、所定の期限内に課税課資産税担当へ

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内です。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

お知らせ

個人市民税・府民税・森林環境税課税証明書の発行

個人市民税・府民税の令和8年度(令和7年中所得)課税証明書は、6月上旬ごろから発行します。

注サラリーマンなどで住民税が給与から特別徴収(差し引き)される人は、5月下旬ごろから発行します(コンビニでは6月上旬ごろ、事前に個人番号カードの取得が必要)。証明書の取得予定者は、提出先が発行する説明書などで必要年度を再度確認してください。

問課税課受付担当
TEL06-6992-1406

知っていますか? 固定資産税・都市計画税～共有～

固定資産(土地・家屋)を複数の人で共有している場合の固定資産税・都市計画税は、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法で規定されています。このため、持ち分に応じて税額を按分して課税することはできません。

代表者には納税通知書および納付書を、代表者以外(共有構成員)には納税通知書(納付書の同封なし)を、それぞれ5月以降に送付予定です。あらかじめ、代表者を含む共有構成員間で納付方法などを取り決めておいてください。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

軽自動車税減免制度

身体障がい者手帳などを持っている人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには、毎年度申請が必要になります。

申6月1日(月)まで
申請時の必要書類などは、問い合わせください。
注申請期間を過ぎるとその年度の減免を受けることはできません。

問課税課税政担当
TEL06-6992-1458